

## 介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について

超高齢社会を迎えるに当たり、介護が必要な高齢者の数は今後更に増加していくことが見込まれる。

その一方、慢性的な介護人材不足が続いており、首都圏（九都県市）では2025年に約11万人の介護人材が不足すると見込まれ、介護人材の確保に向けた取組をなお一層推進する必要がある。

介護人材不足の背景には、他産業と比較して賃金水準が低いことが挙げられる。介護職員の賃金は、これまで、介護報酬の上乗せにより月額平均5万3千円相当の改善が図られてはいるものの、依然として全産業の平均額を下回っていることから、更なる処遇改善への取組が必要である。

また、関東大都市圏における住宅1戸当たりの家賃を比較しても、全国平均より約1.4倍も高く、介護人材を確保するに当たり、都市部における住居費の負担が大きいことも課題の一つとなっており、更には、外国人の介護人材を確保する上でも、住まいを確保することは、とても重要である。

このような状況の中で、介護福祉士法の改正により、平成29年度から介護福祉士の資格取得には国家試験の受験が義務付けられた。介護福祉士試験の合格率は、上昇傾向にあるものの、全国では約3割が不合格となっている。EPA候補生等の外国人の合格率を更に高め、介護福祉士を増やす上でも試験制度の見直しや年1回の試験を複数回実施するなど、介護福祉士国家試験を受験しやすくする環境を整備するとともに、資質の担保を図るための育成支援を充実させる必要がある。

また、介護福祉士養成校の卒業生は、平成33年度までは経過措置として、5年間介護の仕事に従事することで、継続して介護福祉士の資格が付与される。しかし、平成34年度以降の卒業生からは准介護福祉士という扱いとなり、国家試験を受験し合格しなければ介護福祉士になることはできない。

在留資格に「介護」が加わったことを受けて、外国人介護人材の更なる活躍が期待されるが、介護福祉士を目指して留学生として来日し、養成校を卒業したとしても、介護福祉士の試験に合格できなければ在留資格がなくなるため、介護福祉士国家試験を受験しやすくするための環境整備が必要である。

これらの状況を踏まえて、首都圏における介護人材の更なる確保に向けた取組を推進するため、以下の事項について提言する。

- 1 介護職員の更なる処遇改善に取り組むこと。
- 2 地域医療介護総合確保基金等による介護職員住居借上げ支援制度を創設し、介護人材の確保と定着の支援をより一層推進すること。
- 3 外国人介護人材の確保も視野に入れ、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、試験の回数を増やすなど、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう制度を見直すこと。

平成 30 年 6 月 28 日

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百 合 子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫